

住田町空家等対策促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 住田町空家等対策計画に基づき、町民が安全に安心して生活できる町づくりを推進するため、危険空き家等の除却工事及び空家等の有効活用を図り、地域活性化に資する空家等の改修工事に要する経費に対して、予算の範囲内で住田町補助金交付規則（昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に定める空家等で、町内に所在するものをいう。
- (2) 危険空き家 空家等で住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であって、次のいずれにも該当するものをいう。ただし、法第22条第2項に規定する勧告を受けているものを除くものとする。
 - ア 別表第1の基準による評点の合計点が100点以上のもの。
 - イ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの。
- (3) 除却工事 危険空き家の解体、撤去及び処分について、その資格を有する事業者が行う工事をいう。
- (4) 改修工事 他の用途に供されるために行う空家等の改築、増築、模様替、修繕及び移転等の工事をいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の対象となる空き家（以下「補助対象空家」という。）は、用途が専用住宅又は併用住宅（延べ床面積の2分の1以上が居住用のものに限る。）であった空家等で、申請日において1年以上居住者又は使用者のいないものとする。

2 除却工事にあつては、前項で規定する空家等のうち第10条の事前調査で交付対象とされた危険空き家とする。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する法人又は個人とする。

(1) 補助対象空家の所有者又はその相続人（複数人の共有である場合は、当該共有者全員から事業に対する同意が得られていること。）若しくは賃借人

(2) 特定の宗教、政治又は選挙活動を目的としない者

(3) 公序良俗に反しない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

い。

(1) 住田町町税等の滞納者に対する行政サービス等の利用制限に関する要綱（平成22年度住田町告示第48号）に規定する滞納者（申請者の同一世帯員を含む。）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（申請者の同一世帯員を含む。）

(除却事業)

第5条 補助金の対象となる除却事業（以下「除却事業」という。）は、補助対象空家の除却工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 規則第5条第1項の規定による交付決定の通知の日以降に契約し、着手した除却工事

(2) 公共工事に伴う物件移転補償等を受けない工事

2 前項の規定にかかわらず、危険空き家を故意に破損させた形跡があると認められたときは対象としない。

(改修事業)

第6条 補助金の対象となる改修事業（以下「改修事業」という。）は、補助対象空家の改修工事で、事業計画及び収支を示し、計画的に実施される事業とする。

2 改修事業は、次の各号に掲げる用途のいずれかに該当し、かつ、当該用途により10年以上活用を見込む事業とする。

(1) 滞在体験施設

(2) 交流施設

(3) 体験学習施設

(4) 創作活動施設

(5) 文化施設

(6) 飲食店

(7) テレワーク関連施設

(8) 医療・福祉施設

(9) その他町長が認める用途

(補助対象経費)

第7条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとし、消費税及び地方消費税の額は含めないものとする。

(1) 除却事業の実施に必要な経費のうち除却工事に要する経費（家財道具等の撤去、運搬及び処分に要する経費を除く。）

(2) 改修事業を実施するために行う空家等の改修工事に要する経費

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費について、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（施工業者）

第9条 施工業者は、地域の活性化を図ることを目的に、町内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業者に限るものとする。ただし、やむを得ない事情があると町長が判断した場合は、この限りでない。

2 除却工事の施工業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた事業者とする。

（事前調査）

第10条 除却事業の補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請前に、次に掲げる書類を添付して住田町空き家等対策促進事業補助金除却事業事前調査申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、これらの書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

- （1） 空き家の付近見取図、現況写真及び平面図
- （2） 空き家の登記事項全部証明書又は固定資産評価証明書
- （3） 前2号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に掲げる申請書の提出があったときは、当該申請書及びその添付書類並びに現地確認により危険空き家に該当するか否かの事前調査を行い、その結果を住田町空き家等対策促進事業補助金除却事業事前調査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（提出書類及び提出期日）

第11条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、除却事業は別表第3のとおりとし、改修事業は別表第4のとおりとする。

(交付決定)

第12条 町長は、規則第4条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書及びその添付書類を審査し、適当と認めるときは、住田町空家等対策促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(軽微な変更)

第13条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の20パーセントを超える増減
- (2) 補助事業の実施主体の変更
- (3) 補助事業の施行箇所等の事業内容の重要な変更
- (4) 補助対象経費の変更を伴う補助対象事業費の変更

(変更又は中止の承認)

第14条 町長は、住田町空家等対策促進事業補助金事業変更（中止）承認申請書（様式第5号）の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、住田町空家等対策促進事業補助金事業変更（中止）承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、交付の決定を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) 改修事業の完了後10年未満において、交付決定対象者が当該補助事業の要件を満たさないとき又は第6条に規定する用途に活用しないとき。
- (5) 改修事業の完了後10年未満において、交付決定対象者が補助対象空家を除却したとき又は補助対象経費を要した改修において、通常の利用による以上の効用・機能の減耗を生じさせたとき。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金について、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命じるときは、住田町空家等対策促進事業補助金返還命令書（様式第9号）により、当該交付決定対象者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により通知を受けた者（同一世帯員を含む。）から、再度、補助金の交付申請があったときは、その申請を受理しないことができる。

4 第1項の規定により補助金の返還を命ずる金額は、前条第1号から第3号に該当する場合は全額、同条第4号又は第5号に該当する場合は交付決定後の年数に応じ、次に掲げる金額とする。

- (1) 2年以内 補助金の全額
- (2) 2年を超え4年以内 補助金の5分の4の額
- (3) 4年を超え6年以内 補助金の5分の3の額
- (4) 6年を超え8年以内 補助金の5分の2の額
- (5) 8年を超え10年未満 補助金の5分の1の額

(報告等)

第17条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定対象者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。